



# 島根県報

平成17年 3 月29日 (火)  
号外 第 20 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱の一部改正 (障害者福祉課) 1

### 訓 令

ダム管理用無線局運営要領の廃止 (河 川 課) 21

### 人委告示

平成17年度島根県警察官(大学卒)採用試験の実施 21

## 告 示

### 島根県告示第413号

島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱(平成11年島根県告示第591号)の一部を次のように改正する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第 4 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 創設等補助率の欄に補助率の設定がない場合

ア 国要綱第 2 の 8 の(1)のイの(ア)により選定された額と国要綱第 2 の 8 のイの(イ)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。

イ 地域交流スペースの整備を行うときは、アの規定にかかわらず、対象経費の実支出額(寄附金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄附金収入を除く。))を控除した額)のうち地域交流スペースの整備に係る額と、国要綱に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、アの規定により算出された額を加えたものを交付額とする。

様式第 1 号の(注)中「(2) - 1」を「(2)」に改め、同様式別紙(1) - 1 を次のように改める。

別紙(1)-1 (要綱第3条第1項第1号の施設について作成)

施設整備申請額内訳

施設の種類 \_\_\_\_\_ 施設の名称 \_\_\_\_\_

区分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実 支出(予定)額 B(A)円	寄附金その 他の収入額 C 円	差引額 D(A-C)円	算定基準による算定額				島根県補助 基本額 J 円	島根県補助 所要額 K 円
					定員 E	単価 F 円	基本額 G(E×F)円	高層化加算 H(G×10%)円		
本体工事費										
主体工事費										
工事務費										
個室加算										
シヨート居室加算										
ALS居室加算										
ヘルパーステーション整備										
強度行動障害個室										
介護用リフト等特殊付帯工事費										
授産施設近代化整備工事費										
授産施設等整備工事費										
解体撤去工事費										
解体撤去工事費										
仮設施設整備工事費										
その他の工事費										
施設整備費小計										
地域交流スペース										
施設整備費合計										

- (注) 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 2 県補助金算定方法が要綱第4条第2項によらない整備区分については、I欄の内訳を島根県補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊付帯工事、授産近代化整備工事及び授産施設等整備工事を行う場合については、当該部分に係るA欄からD欄までの内訳を必ず記入すること。  
 3 A欄からD欄まで施設種別毎の内訳の金額については、I欄の内訳を切り捨てるものとする。  
 4 工事事務費のD欄には、原則としてA欄の金額と主体工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。  
 5 A欄からD欄まで、I欄及びJ欄の施設整備費合計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。  
 6 J欄には、B欄、D欄又はI欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。  
 7 K欄には、J欄の金額に県補助率を乗じて得た金額を記入すること。

様式第 1 号別紙(2) - 1 及び別紙(3) - 1 を次のように改める。

別紙(2) (要綱第3条第1項第1号の施設について作成)

社会福祉施設等設備整備費補助金所要額調査書

施設の種類 \_\_\_\_\_ 施設の名称 \_\_\_\_\_

施設名	設置者の 総事業費 円	対象経費の実 支出(予定)額 円	寄付金その他 の収入額等 円	差引額 C(=A-B) 円	基準 額 円	選 定 額 円	島根県補助基 本額 円	島根県補助所 要額 円
施設の種類) 施設の名称	A	B	C(=A-B)	D	E	F	G	
初度設備整備(送迎バス・通 園バス及び原材料運搬車)								
(施設の種類) 施設の名称								
送迎バス・通園バス(既存施 設)								
(施設の種類) 施設の名称								
業務省力化設備等整備								
(施設の種類) 施設の名称								
合 計								

(注) 1 E欄には、C欄の金額とD欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 F欄には、E欄の金額に4分の3を乗じて得た額とD欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

別紙(3)－1 (要綱第3条第1項第1号の施設について作成)

## 事 業 計 画

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合 計
人	人	人

## 2 施設整備費に係る事業計画

## (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事及び仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (オ) 建物の構造( \_\_\_\_\_ 造)

(注) 1 室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階の平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造( \_\_\_\_\_ 造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分( \_\_\_\_\_ 年度：県・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取壊し)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造( \_\_\_\_\_ 造)

(注) 1 室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階の平面図を添付すること。

## (2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 \_\_\_\_\_ 円
- イ 工事事務費 \_\_\_\_\_ 円
- ウ 小計(本体工事費) \_\_\_\_\_ 円
- エ 介護用リフト等特殊  
附帯工事費 \_\_\_\_\_ 円

- (介護用リフト工事費) \_\_\_\_\_円
- ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_円
- オ 授産施設近代化設備  
工事費 \_\_\_\_\_円
- カ 授産施設等整備工事費 \_\_\_\_\_円
- キ 解体撤去工事費及び  
仮施設整備工事費 \_\_\_\_\_円  
(解体撤去工事費) \_\_\_\_\_円  
(仮施設整備工事費) \_\_\_\_\_円
- ク その他の工事費 \_\_\_\_\_円
- ケ 地域交流スペース \_\_\_\_\_円
- コ 合計 \_\_\_\_\_円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

- ア 島根県補助金 \_\_\_\_\_円
- イ 市町村補助金 \_\_\_\_\_円
- ウ 設置者負担金 \_\_\_\_\_円  
(内訳) 一般財源 \_\_\_\_\_円  
寄附金 \_\_\_\_\_円  
地方債・借入金 \_\_\_\_\_円
- エ 合計 \_\_\_\_\_円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
  - (ア) 直営・請負の別
  - (イ) 着工年月日
  - (ウ) 完了年月日
- キ 仮施設設工事関係
  - (ア) 直営・請負・賃貸借の別
  - (イ) 工事期間
  - (ウ) 仮施設設の使用期間

(5) その他参考事項

3 設備整備に係る事業計画

(1) 事業の目的及び内容

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及 び必要理由
			円	円	
計					

## (2) 財源内訳

ア 島根県補助金	_____円
イ 市町村補助金	_____円
ウ 設置者負担金	_____円
(内訳) 一般財源	_____円
寄附金	_____円
地方債・借入金	_____円
エ 合計	_____円

## (3) その他参考事項

(注) 施設整備費を申請する場合は 3 を削除し、設備整備費を申請する場合は 2 を削除し、3 を 2 とすること。

様式第7号の(注)中「(2)-1」を「(2)」に改め、同様式別紙(1)-1を次のように改める。



別紙(1)ー1 (要綱第 3 条第 1 項第 1 号の施設について作成)

施設整備精算額内訳

施設の種類 \_\_\_\_\_ 施設の名称 \_\_\_\_\_

区分	設置者の総 事業費 円 A	対象経費の実 支出(予定額 円) B ( A )	寄附金その 他の収入額 円 C	差引額 円 D (=A-C)	算定基準による算定額			島根県補助 所要額 円 K	島根県補助 交付決定額 円 L	島根県補助 受入済額 円 M	差引過不足 額 円 N (K-M)
					定員単 価 円 E F	基本 額 円 G (=E x F)	高層化加算 額 円 H (=G x 10%)				
本体工事費											
主体工事費											
工事務費											
個室加算											
シヨート居室加算											
ALS居室加算											
ヘルパーステーション整備											
強度行動障害個室											
介護用リフト等特殊附属工事費											
授産施設近代化整備工事費											
授産施設等整備工事費											
解体撤去工事費											
仮設施設整備工事費											
その他の工事費											
施設整備費小計											
地域交流スペース											
施設整備費合計											

(注) 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 2 県補助金算定方法が要綱第 4 条第 2 項によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に補助率を乗じたものを I 欄に記入すること。  
 ただし、1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。  
 3 A 欄から D 欄まで施設種別毎の内訳の金額については、I 欄の内訳を島根県補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊附属工事、授産近代化整備工事及び授産施設等整備工事を行う場合については、当該部分に係る A 欄から D 欄までの内訳を必ず記入すること。  
 4 工事事務費の D 欄には、原則として A 欄の金額と主体工事費の D 欄の金額の 2.6% に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。  
 5 A 欄から D 欄まで、I 欄及び J 欄の施設整備費合計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。  
 6 J 欄には、B 欄、D 欄又は I 欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。  
 7 K 欄には、J 欄の金額に県補助率を乗じて得た金額を記入すること。

様式第7号別紙(2) - 1及び別紙(3) - 1を次のように改める。

別紙(2) (要綱第 3 条第 1 項第 1 号の施設について作成)

社会福祉施設等設備整備費補助金精算額調書

施設の種類 \_\_\_\_\_ 施設の名称 \_\_\_\_\_

施設名	設置者の総 事業費 円	対象経費の実 支出(予定)額 円	寄付金その他 の収入額等 円	差 引 額 C (= A - B) 円	基 準 額 円	選 定 額 円	島根県補助 基本額 円	島根県補助 所要額 円	島根県補助 交付決定額 円	島根県補助 受入済額 円	差引過不足 額 N (K-M) 円
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	N	
初度設備整備(送迎バス・ 通園バス及び原材料運搬 車)											
(施設の種類) 施設の名称											
送迎バス・通園バス(既 存施設)											
(施設の種類) 施設の名称											
業務省力化設備等整備											
(施設の種類) 施設の名称											
合 計											

(注) 1 E 欄には、C 欄の金額と D 欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 F 欄には、E 欄の金額に 4 分の 3 を乗じて得た額と D 欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

別紙(3)-1 (要綱第3条第1項第1号の施設について作成)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事及び仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (オ) 建物の構造( \_\_\_\_\_ 造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造( \_\_\_\_\_ 造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分( \_\_\_\_\_ 年度: 県・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取壊し)年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造( \_\_\_\_\_ 造)

(2) 支出済事業費総額

- ア 主体工事費 \_\_\_\_\_ 円
- イ 工事事務費 \_\_\_\_\_ 円
- ウ 小計(本体工事費) \_\_\_\_\_ 円
- エ 介護用リフト等特殊  
 附帯工事費 \_\_\_\_\_ 円  
 (介護用リフト工事費) \_\_\_\_\_ 円  
 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 円
- オ 授産施設近代化設備  
 工事費 \_\_\_\_\_ 円
- カ 授産施設等整備工事費 \_\_\_\_\_ 円
- キ 解体撤去工事費及び  
 仮設施設整備工事費 \_\_\_\_\_ 円  
 (解体撤去工事費) \_\_\_\_\_ 円

- ( 仮設施設整備工事費 ) \_\_\_\_\_ 円
- ク その他の工事費 \_\_\_\_\_ 円
- ケ 地域交流スペース \_\_\_\_\_ 円
- コ 合計 \_\_\_\_\_ 円

( 注 ) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - (ア) 着工年月日
  - (イ) 完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
  - (ア) 工事期間
  - (イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し 直営の場合は、支払領収書の写し 賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し (仮設施設整備のみ)
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し (建築基準法第 7 条第 5 項又は第18条第 7 項の規定による検査済証)
- ウ 室ごとに室名及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- エ 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書 (別紙 ) (補助事業者が社会福祉法人の場合のみ)

3 設備整備に係る事業内容

(1) 整備品目内訳

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び必要理由
			円	円	
計					

(2) その他参考事項

(添付書類)

ア 契約書 (又は請書) の写し

イ 検収調書 (又はそれに代わるもの) の写し

(注) 施設整備費の実績報告を行う場合は3を削除し、設備整備費の実績報告を行う場合には2を削除し、3を2とすること。

様式第 7 号別紙 を次のように改める。

別紙①

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

補 助 事 業 者 名 ⑩

施 工 業 者 名 ⑩

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者） と請負者（受託者） は、

施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施行するとともに、島根県補助金についてもこれに基づき算定したことを報告します。

記

	契 約 年 月 日	金 額
当初 工事請負契約	年 月 日	金 円
変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円



様式第 9 号を次のように改める。

様式第9号(第11条関係)

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

補助事業者名 ㊟

施工業者名 ㊟

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった 年度島根県障害者福祉施設整備費  
補助金について、下記のとおり概算払されるよう関係書類を添えて請求します。

記

- 1 施設の名称
- 2 工事出来高 %
- 3 交付決定額 円
- 4 今回請求額 円
- 5 添付書類
  - (1) 事業概況書
  - (2) 出来高査定書



出 来 高 査 定 書

年 月 日

(補助事業者名) 様

設計管理事務所名

設計管理者氏名

印

査 定 す る 工 事 名 等

- 1 工事名
- 2 場 所
- 3 工 期
- 4 施工者

上記工事の 年 月 日現在の出来高を査定した結果、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 設計管理者
- 2 工事金額 補助対象事業費 円  
(総事業費 円)
- 3 出来高 補助対象分金額 円  
(出来高率 %)

## 附 則

- この告示は、平成17年 3 月29日から施行し、平成16年度の事業から適用する。
- この告示の施行の日前に、この告示による改正前の島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

## 訓 令

## 島根県訓令第10号

土 木 部  
松江土木建築事務所  
浜田土木建築事務所  
益田土木建築事務所

ダム管理用無線局運営要領（昭和37年島根県訓令第 9 号）は廃止し、平成17年 3 月29日から施行する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

## 人 事 委 員 会 告 示

## 島根県人事委員会告示第 1 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第 1 項の規定に基づき、平成17年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成17年 3 月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

## 1 受付期間

平成17年 4 月 1 日（金）～同年 4 月28日（木）

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送による場合は、4 月28日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、4 月22日（金）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

## 2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	17名	警察本部又は県内の警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持。
女性	2 名	

（注）採用予定人員は、変更する場合がある。

## 3 受験資格

## (1) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 昭和49年 4 月 2 日から昭和58年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成17年 9 月30日までに卒業する見込みの者

イ 昭和58年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成17年 9 月30日までに卒業する見込みの者

## (2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第 1 次 試験	平成17年 5 月22日 (日)	松江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	6 月16日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。
	受付時間 9 : 00 ~ 9 : 10 試験時間 (予定) 9 : 30 ~ 17 : 00		島根県立大学 (浜田市野原町)	
第 2 次 試験	7 月上旬に松江市で実施する予定 (第 1 次試験合格通知の際に通知する。)			7 月29日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容																	
第 1 次 試験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識についての択一式による筆記試験																	
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="7">男 性</td> <td>・身長 おおむね160センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・体重 おおむね47キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>・胸囲 おおむね78センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</td> </tr> <tr> <td>・色覚 正常であること。</td> </tr> <tr> <td>・聴力 正常であること。</td> </tr> <tr> <td>・指及び関節 正常であること。</td> </tr> <tr> <td>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">女 性</td> <td>・身長 おおむね155センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・体重 おおむね45キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</td> </tr> <tr> <td>・色覚 正常であること。</td> </tr> <tr> <td>・聴力 正常であること。</td> </tr> <tr> <td>・指及び関節 正常であること。</td> </tr> <tr> <td>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</td> </tr> </table>	男 性	・身長 おおむね160センチメートル以上	・体重 おおむね47キログラム以上	・胸囲 おおむね78センチメートル以上	・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上	・色覚 正常であること。	・聴力 正常であること。	・指及び関節 正常であること。	・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。	女 性	・身長 おおむね155センチメートル以上	・体重 おおむね45キログラム以上	・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上	・色覚 正常であること。	・聴力 正常であること。	・指及び関節 正常であること。	・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	男 性	・身長 おおむね160センチメートル以上																	
		・体重 おおむね47キログラム以上																	
・胸囲 おおむね78センチメートル以上																			
・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上																			
・色覚 正常であること。																			
・聴力 正常であること。																			
・指及び関節 正常であること。																			
・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。																			
女 性	・身長 おおむね155センチメートル以上																		
	・体重 おおむね45キログラム以上																		
	・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上																		
	・色覚 正常であること。																		
	・聴力 正常であること。																		
	・指及び関節 正常であること。																		
	・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。																		
体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。																		
特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技 (英語、柔道、剣道) の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。																		
第 2 次 試験	人物試験 (500点)	人物並びに警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)																	
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験																	
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査																	

健康検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査 (健康診断書の提出)
------	-----------------------------------

対 象 特 技	英語	
	ア 実用英語技能検定 (英検)	準 2 級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定 (国連英検)	D 級以上
	柔道 初段以上 (講道館認定)	
	剣道 初段以上 (全日本剣道連盟認定)	
確 認 方 法	対象特技を証明する書類 (合格証書・段位証書等) の原本とその写し (A 4 判) を第 1 次試験受付時に提出する。	
	次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。	
	ア 原本を第 1 次試験の受付時に提出できない場合	イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁 1 階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒 (角形 2 号) を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、書留にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者 (警察本部長) からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3 の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6 ヶ月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成17年 4 月 1 日現在、大学卒22歳で月額195,600円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。(大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

なお、給与については、現在、一定割合の減額措置を実施している。

